

上 告 理 由 拡 充 書

上 告 人 ローレンス・レペタ

被 上 告 人 国

右当事者間の御序昭和六三年（オ）第四三六号メモ採取不許可國家賠償請求上告事件につき、上告理由を補充するため、以下のとおり上告理由補充書を提出いたします。

昭和六三年一一月二二日

右上告人訴訟代理人

弁護士 秋山幹男

同 同 同 同
山 岸 三 喜 田 鈴
和 宅 村 木 木
彦 弘 洋 一 五 十 三

最 高 裁 判 所 御 中

第一、取材資格の制限と国際人権規約B規約一九条二項、三項違反

一、法廷における取材資格の制限

東京地方裁判所刑事第二〇部は、司法記者クラブ所属の記者に対しても一律に法廷内でのメモを許し、他方、同クラブに所属していないものに対しては一律にメモを禁止した。これは司法記者クラブに所属しない限り法廷内でのメモを許さないというもので、このような取材の資格制限は国際人権規約B規約一九条二項、三項に違反する。

二、国際人権規約B規約一九条二項、三項と米州人権条約一三条一項、二項

1 市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）は、世界人権宣言（一九四八年）を受けて、一九六六年、国際連合第二回総会において採択され、日本国政府が

昭和五四年六月二一日国際連合事務総長に批准書を寄託したことにより、同年九月二一日、日本国について国内法的効力が生じた。

この国際人権規約B規約一九条二項は、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。」としており、知る権利が表現の自由に含まれる基本的人権であること、「手書き」すなわちメモ行為によつて「あらゆる種類の情報を受け、伝える」自由が保障されていることを明確に認めている。

さらに同規約一九条三項は、「この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされる

ものに限る。a他の者の権利又は信用の尊重、b国の安全、
公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」として、権利
行使の制限は一定の目的達成のために必要であり、かつ法律
によらない限りなしえないとしているのである。

2 ところで人権の国際的保障は今や世界の潮流であり、その
一貫として世界の諸地域に人権の地域的保障機構が設けられ
ている。米州（南北アメリカ州諸国）のうち米州機構加盟二九
カ国）においても、国際人権規約B規約をもとにした米州人
権条約が一九六九年に採択され、米州人権裁判所という司法
的実施機関が設置されている。

その米州人権条約一三条一項は、「何人も思想及び表現の
自由を享有する権利を有する。この権利には、国境にかかわ
らず、口頭、手書き、印刷、芸術の形式であるか、又は自己
の選択するその他の手段のいずれかによつて、すべての種類

の情報及び思想を求め、受けかつ伝える自由が含まれる。」
とし、同二項は「前項に規定する権利の行使は、事前の検閲
を受けることはない。但し、次のことを確保するために必要
な限度で法律によつて明白に設けられる責任の負担には従わ
なければならぬ。a他の人の権利又は信用の尊重、又は、b
国の安全、公の秩序、又は公衆衛生若しくは道徳」としてい
る。

これらの規定は、国際人権規約B規約一九条二項、三項と
ほとんど同文である。

したがつてこの米州人権条約一三条一項、二項の規定に対
する米州人権裁判所の解釈、判断は、単に米州人権条約の同
条項の意味を明らかにするにとどまらず、国際的司法機関の
判断として、同条項とほぼ同文の規定である国際人権規約B
規約一九条二項、三項の国際的、普遍的な解釈としても位置

づけられるものである。

三、シユミット事件

1 取材の資格制限と米州人権条約一三条に定める思想、表現の自由との関係を論じたものに、シユミット事件に対する米州人権裁判所の勧告的意見（O.C.五／八五、一九八五年一月一三日）がある。

この事件は、コスタ・リカ国内法ではすべてのジャーナリストがジャーナリストの職業組合に加入することが要求されているところ、アメリカ人のステファン・シユミットが同組合に加入せず、ジャーナリストとして活動していたことから、コスター・リカ最高裁判所がシユミットに対し、ジャーナリズム活動に不法に従事したとして有罪判決を言い渡した、とうるものである。そこでシユミットはこの判決が米州人権条約一三条に違反すると申し立てた。

2

米州人権裁判所は、大略、次のように述べて、コスター・リカ国内法が米州人権条約に保障された思想、表現の自由と両立しないとした。

「第一三条は、思想及び表現の自由は『すべての種類の情報及び思想を求め、受け、かつ伝える自由を含む』と明記している。この文言から明らかに、条約は自己の思想を表現する権利及び自由だけでなく、すべての種類の情報及び思想を求め、受け、かつ伝える権利及び自由を含むものである。したがって、個人の表現の自由が不法に制限された場合、侵害されたのは当該個人の権利だけでなく、情報及び思想を『受ける』その他のすべての者の権利である。したがって第一三条で保障される権利は、表現の自由の二つの側面から明らかなるとおり、特別の範囲と性格を持つものである。この権利は、一方では、何人も自己の思想を表現する上で恣意的

に制限を受け、又は妨害を受けることはない、ということを要求する。この意味で、これは各個人に属する権利である。他方、その第二の側面では、いかなる情報をも受け、かつ他人によつて表明された思想にアクセスを行うという集団的な権利を意味する。」

「条約が、思想及び表現の自由は、情報及び思想を『いかなる手段』を通じても伝える権利を含むと言つているのは、思想及び情報の表現と普及とは不可分の概念であるという事実を強調しているのである。すなわち、情報の普及に課せられる制約は、自由に自己表現をする権利に対する直接的な制限をも意味することになる。」

「情報の自由の濫用は、予防的な措置によつては制約することはできず、ただ濫用の責めを負う者に加えられる事後的な制裁を通してのみ制約することができる。しかし、その場

合でも、条約の下で有効にそのような責任を課するためには、以下の要請が満たされなければならない。(a) 責任の理由が事前に定められていること、(b) これらの理由が法律によつて明確かつ詳細に定義されていること、(c) 達成しようとする目的の正当性、(d) これらの責任の理由が前記の目的を『確保するため必要な』ことを証明すること」

「第一三條二項は、情報の自由の制約は法律によつて定められなければならず、また条約それが自身が列挙している目的を達成するためだけに限定されることをはつきりと定めてい る。」

「表現の自由は、民主的社會の公の秩序の原初的かつ基本的な要素を構成するものであり、民主的社會は自由な議論と反対意見が十分に発表される可能性なしには想像できない。」

「裁判所は、公の秩序という理由は、他の職業の強制免許

を正当化するためには有効であつても、ジャーナリズムの場合には援用することができないと結論する。なぜなら、それでは、条約第一三條が各個人に保障している権利を十分に行使する権利を、非会員の人々から永久に奪う結果となるからである。したがつて、それは、条約がもとにしている民主的な公の秩序という基本的原則を侵害する。」

「ジャーナリストの自由と独立は保障されなければならぬ財産であると裁判所は考える。しかし、条約の文言によれば、表現の自由に課せられる制限は、一定の正当な目的を『確保するために必要な』ものでなければならない。すなわち、制限は目的を達成するために有益であるということつまり、それによつて達成することができるというのでは十分でない。むしろ、それが必要とされるものでなければならない。すなわち、条約によつて保護されている権利に対するよ

り制限的でない手段によつて合理的にその目的を達成することができない、ということが証明されなければならない。この意味で、ジャーナリストの強制免許は、条約第一三條二項の要請に従うものではない。なぜなら、ジャーナリズムに携わっている者の自由と独立を保護する法の制定は、ジャーナリズムの実践を社会の限られたグループだけに限定する必要なしに、完全に想定しうるからである。」

「以上のことから、非『組合』員にはジャーナリズムの実践を許さず、『組合』への加入権を一定の分野を専攻した大学卒業者に限定しているところのジャーナリストの強制免許に関する法律は、条約と両立しないということになる。このような法律は、条約第一三條二項によつて承認されていない表現の自由に対する制限を含み、したがつて自ら選択する手段を通じて情報及び思想を求めかつ伝えるという各個人の権

利を侵害するだけでなく、いかなる介入もなく情報を受ける
という大衆全体の権利をも侵害することになる。」

3 以上のとおり、結局、一定の資格がない限り、取材その他の
のジャーナリスト活動ができないという制限は、米州人権裁
判所によつて、米州人権条約第一三条の思想、表現の自由と
両立しないとされたのである。

四、法廷におけるメモについての資格制限と国際人権規約B規約
一九条二項、三項違反

1 東京地方裁判所では、司法記者クラブ所属の記者について
は法廷でのメモを一律に許す扱いであり、他方、同クラブに
所属していないものについては法廷でのメモを一律に禁止す
る扱いであり、上告人が傍聴したいわゆる誠備事件の法廷に
おいても同様の措置がとられた。

しかしながら法廷でのメモについてのこのような取り扱いは、司

法記者クラブという団体に所属しているという資格がない限
り、メモという取材行為を禁止するものであり、この取材の
資格制限はまさにシユミット事件で問題となつたと同じ問題
点を含むものである。

2 そして米州人権裁判所が明らかにしたとおり、取材等のジ
ャーナリスト活動は本来、自由にならうるものであり、取材
資格の制限をすることは米州人権条約第一三条とは両立しな
い。同様のことは米州人権条約第一三条とほぼ同文の国際人
権規約B規約第一九条の規定についても、文言の国際的、普
遍的解釈として当然にあてはまる。

3 したがつて一定の資格がない限り、取材その他のジャーナ
リスト活動ができないという制限は、国際人権規約B規約第
一九条二項、三項と矛盾するものであつて、結局、司法記者
クラブに所属していない限り法廷でメモがとれないという制

限は、明らかに同規約第一九条二項、三項に違反するものである。

第二、表現の自由及び平等原則と米国における法解釈

一、表現の自由と米国における法解釈

上告理由第一点は、本件メモ採取禁止処分を支持した原判決が憲法二一条及び国際人権規約B規約一九条二項に違反する旨を主張するものであるが、この点について、以下のとおり補充する。

憲法二一条及び国際人権規約B規約一九条は、ともに表現の自由を保障する規定であるところ、これと同様の規定がアメリカ合衆国憲法修正一条に存することは公知である。したがつて、本件と同様の問題が米国においてどのように解釈されているか

は、前記主張の判断にあたつて参考されるべきものである。特に、米国の裁判制度においては、裁判の公開が憲法上認められているという点で日本と同様であり、法廷の運営に関するその他の点でも日本と類似しているところが少なくないから、法廷内メモという問題における米国の実務ならびにそれを支える法解釈は、單なる外国の一事例というにとどまらず、重要な解釈の指針とされるべきである。

そして、米国における法解釈については、本補充書に添付した「主題 法廷内メモ採取を禁止する裁判官の裁量権を支持した東京高等裁判所判決」と題する書面（執筆者はともにニューヨーク大学の法律学教授であり、特にノーマン・ドーセン教授は米国憲法学の泰斗として名高い）において明らかにされていりおりである。すなわち、公衆の有する公開裁判の権利につては、公衆の成員が法廷に出廷してメモを取る権利は常に不

可欠の要素であり、メモを取ることは表現の自由の主要かつ本質的な要素である。したがつてメモの権利を含む裁判の公開の原則は最大限に保障されるべきであり、メモが法廷という公開の場で制限されるのは著しく極端な状況の場合に限られる。米国の裁判例においては、そもそもメモ採取という単純な行為に関するものは存在せず、このことは單なるメモ採取は裁判手続を妨害しないという事実を反映しているものであり、前記のような極端な状況が存在すると考えることは困難である。

このように、米国においては、法廷におけるメモ採取は、現実にも禁止されておらず、これを禁止することは表現の自由に反するとされているのである。そして前述のとおり、表現の自由及び裁判の公開等についての法制度を同じくする日本においても、同様の結論が導き出されるべきなのである。

一、平等原則と米国における法解釈

上告理由第五点は、本件メモ採取禁止処分を支持した原判決が憲法一四条に違反する旨を主張するものであるが、この点について、以下のとおり補充する。

憲法二一条及び国際人権規約B規約一九条に関する上告理由第一点に関して述べたとおり、法制度をほん等しくする米国の解釈は参考されるべきである。そして、前記「主題 法廷内メモ採取を禁止する裁判官の裁量権を支持した東京高等裁判所判決」と題する書面に記載されたとおり、米国においては、平等原則を適用すれば原判決は到底支持しえないものであり、特に、「伝達行為あるいは表現行為の聴衆の多寡は、これらの行為が保護されるべきかどうかを決定する要素とはされ（ない）」とされている。このように、平等原則との関係でも、日本において同様の結論が導き出されるべきである。

一、憲法八二条一項の「裁判の公開」の規定

憲法八二条一項の「裁判の公開」の規定は、国民に対し裁判の傍聴の自由を保障し、したがつてメモの自由も保障したものであり、上告人のように裁判を傍聴して傍聴人たる地位を取得了者は、同規定に基きメモ採取の憲法上の権利を有するものである（上告理由書第四、憲法八二条違反）。

二、諸外国における「裁判の公開」の規定の解釈適用について

1　右の法理は、諸外国における「裁判の公開」の規定においても、同様に解釈適用されている。

2　たとえば、西ドイツ連邦裁判所は、「第三回公判期日に、裁判長は、巨大なサングラスをかけ、顔をほとんど全部覆う黒のつば広帽をかぶった婦人が傍聴席にあって、公判手続中

長時間一心に筆記しているのをつきとめた。なぜ何を筆記しているのかと問うと、今日の日付を書き留めていると答えた。裁判長は、それ以上筆記することを禁止した。傍聴人は、筆記を続けた。なぜそのような扮装をし、なぜ命令に従わないのかと問うと、婦人は、自分の生活様式の問題であると答えた。そこで、裁判所は、この傍聴人に退廷を命じることを評決した。「理由は、裁判長の命令に従わず、無礼な態度を取つたということであった」。傍聴人は退廷した。」という事実について、「傍聴人が弁護人の補助であれ（連邦通常裁判所刑事判例集第一八巻一七九頁参照）、レポーターであれ（連邦憲法裁判所判例集第五〇巻二三四頁「二四二頁では、名譽を毀損する報告を行う場合でさえ」）、司法修習生、学生または生徒であれ、被告人の雇用者のための（ドイツ法月報一九七七年七一二頁所収のシュトラスブルク論文参照）ま

たは被害者のための訴訟監視人であれ、また私的な理由から記憶に止めるためであれ……公判手続の模様を筆記していたという事情だけで、筆記を続けるのを禁止し、それどころか退廷を命じることは、原則として是認することができない。ずっと筆記し続け、裁判官を『いろいろさせる』場合にも、これは当てはまる（ゴルトダマー刑法雑誌一九六三年一〇二頁所収ヘルラン論文引用の連邦通常裁判所判決参照）。：公判手続の局外者である傍聴人が不当に退廷を命じられたのであるから、これは訴訟手続の公開に関する規定に違反する（本補充書に添付した連邦通常裁判所刑事判例集第一七巻二一〇頁「二〇五頁」へ添付資料七▽、第一八巻一七九頁「一八一頁」へ添付資料九▽参照）。：（本補充書に添付したBGH NStZ 1982、389、新刑法雑誌一九八二年第9号三八九頁へ添付資料五▽）と判示している。

右判決によれば、「裁判の公開」の規定（西ドイツ裁判所構成法一六九条）は、単に裁判公開の制度的保障にとどまらず、裁判の傍聴人に傍聴の自由を保障しており、法廷で生起する一切の出来事を見聞きし、知る自由としてメモを採取する自由をも当然に含むものと解釈されているが、このような解釈は、單に刑事訴訟法上の規定にとどまらず憲法上の規定である我が国の「裁判の公開」原則（憲法八二条一項）の解釈適用にあたつても当然に参考とされなければならない。

3 なお、最高裁判所事務総局昭和四六年一二月在外研究報告第二一号「裁判所構内（法廷を含む）における秩序についての欧米各国の実情」（甲第九号証）によれば、アメリカについては「傍聴人が法廷内でメモをとることを禁ずる法律や規則はない。最高裁判所の『May 氏の説明によれば、傍聴人が証言をメモして後日証人を脅迫するおそれがあるため、裁判

長はしばしば傍聴人がメモをとることを禁ずることであつたが、ニューヨークやサンフランシスコの連邦地方裁判所での説明やサンフランシスコの上級裁判所（Superior Court）から得た回答書によれば、傍聴人がメモをとることは一般的に許されているとのことであった。ニューヨーク連邦地方裁判所主席判事 Jacob Mishler 氏の回答書によれば、同判事の関与した広く一般の関心を集め公判において、或漫画家が公判参加者の諷刺画を描くため法廷の最も目立つところに陣取つたので、同判事は彼を目立たないところへ移らせたことがあるとのことである。同判事の説明によれば、誰もが持つメモをとる権利を妨害したくない理由は、言論と出版の自由を剥奪してはならないという米国憲法修正第一条に帰することができるが、それは又修正第六条の公開裁判を受ける権利にも関係していくことである。」（同五二頁）と報告さ

れている。

傍聴人が法廷内でメモをとることに関し、同様に、イギリスについては、「法廷内で傍聴人がメモをとることは、裁判が公開されている以上禁止する根拠がないから許されるとのことであつた」と報告され、フランスについては、「傍聴人が法廷内でメモをとることは、禁止する根拠がないから許されるとのことであつた」と報告され、イタリアについては、「裁判が公開されている以上禁止すべきではなく、一般に許されているとのことである」と報告されている。

このような傍聴人が法廷内でメモを採取することが一般的に許可されている実態は、憲法上の原則として「裁判の公開」を規定する我が国においても、その「裁判の公開」原則の解釈適用にあたり当然に参考とされなければならない。

添

付

資

料

- 一、米州人権裁判所の勧告的意見（〇〇・五／八五、一九八五年一月一三日）抄訳
- 二、右同（英文）
- 三、「主題 法廷内メモ採取を禁止する裁判官の裁量権を支持した東京高等裁判所判決」と題する書面
- 四、右同（英文）
- 五、西ドイツ連邦通常裁判所一九八二年五月一三日判決
- 六、右同（独文）
- 七、西ドイツ連邦通常裁判所一九六二年四月一〇日判決
- 八、右同（独文）
- 九、西ドイツ連邦通常裁判所一九六三年一月一五日判決
- 十、右同（独文）